

## [ 石綿取扱い作業従事者特別教育カリキュラム ]

### <対象者>

石綿が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業従事者

### <根拠法令>

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第27条第2項の規定に基づく石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程により平成17年7月1日からの適用

平成17・3・31 厚生労働省告示第132号

改正 平成18・2・16 厚生労働省告示第60号

### <カリキュラム>：13時開講・18時閉講（途中10分単位休憩3回）

講習内容	1. 石綿等の有害性	0. 5時間
	2. 石綿等の使用状況	1. 0時間
	3. 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置	1. 0時間
	4. 保護具の使用法	1. 0時間
	5. 前各号に掲げるもののほか、石綿等のばく露の防止に関し必要な事項	1. 0時間
	合計	4. 5時間